○南城市軽自動車税の種別割等に関する規則

平成24年2月1日

規則第1号

改正 平成30年11月5日規則第28号

(題名改称)

令和3年9月30日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市税条例(平成18年南城市条例第46号。以下「条例」という。) 第89条から第91条までに規定する軽自動車税の種別割等に関し、必要な事項を定める ものとする。

(平30規則28·一部改正)

(減免の判定日)

- 第2条 条例第89条第1項及び第90条第1項の規定は、4月1日に要件を満たすものとする。
- 2 条例第90条第1項第1号に規定する年齢18歳未満の判定は、4月1日とする。 (軽自動車等の減免)
- 第3条 条例第89条第1項に規定する減免の対象となる軽自動車等は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 南城市社会福祉協議会が専ら社会福祉事業の用に供するために所有する軽自動車等(主として事務の用に供する軽自動車等を除く。)
 - (2) 社会福祉法人又は特定非営利活動法人が次に掲げる事業の用に供するために所有する軽自動車等(主として事務の用に供する軽自動車等を除く。)
 - ア 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第2条第2項第1号から第4号までに掲げる事業又は同項第7号に掲げる事業のうち授産施設を経営する事業
 - イ 社会福祉法第2条第3項第3号から第4号の2までに掲げる事業
- 2 条例第90条第1項第2号に規定する減免の対象となる軽自動車等は、車いすの昇降装置、固定装置又は浴槽を装置する等特別の仕様により製造された特殊用途自動車、又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられた特殊用途自動車で、自動車検査証の「車体の形状欄」に「車いす移動車」又は「入浴車」等が記載されているものとする。

(平30規則28·一部改正)

(身体障害者等に対する減免)

- 第4条 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区		障害(の級別
		本人運転の場合	生計同一者運転の場合又は常
			 時介護者運転の場合
視覚障害		1級から3級までの各級及び4	同左
		 級の1	
聴覚障害		2級及び3級	同左
平衡機能障害		3級	同左
音声機能障害		 3級 (喉頭摘出による音声機能	 適用しない (障害者本人運転に
		障害がある場合に限る。)	限る。)
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	同左
下肢不自由		1級から6級までの各級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由		1 級から3級までの各級及び 5	1級から3級までの各級
	<u> </u>	級	
乳幼児期以前の	上肢機能障	1級及び2級(一上肢のみに運	同左
非進行性の脳病	害	動機能障害がある場合を除	
変による運動機		⟨。)	
能障害	移動機能障	1級から6級までの各級	1級及び2級、3級(一下肢のみ
	害		に運動機能障害がある場合を
			除く。)
心臓機能障害		1級及び3級	同左
じん臓機能障害		1級及び3級	同左
呼吸器機能障害		1級及び3級	同左
ぼうこう又は直腸	易の機能障	1級及び3級	同左
害			
小腸の機能障害		1級及び3級	同左

ヒト免疫不全ウイルスによ	1級から3級までの各級	同左
る免疫機能障害		
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	同左

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの(身体障害者手帳の交付を受けている者を除く。)

障害の区分	障害の級別	障害の級別
	本人運転の場合	生計同一者運転の場合又は常時
		介護者運転の場合
視覚障害 視覚障害	特別項症から第4項症までの各	同左
	項症	
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各	同左
	項症	
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各	同左
	項症	
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各	適用しない(障害者本人運転に限
	項症(喉頭摘出による音声機能障	さ る。)
	害がある場合に限る。)	
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各	同左
	項症	
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各	特別項症から第3項症までの各項
	項症及び第1款症から第3款症ま	症
	での各款症	
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各	特別項症から第4項症までの各項
	項症及び第1款症から第3款症ま	症
	での各款症	
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各	同左
	項症	

じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各	同左
	項症	
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各	同左
	項症	
ぼうこう又は直腸の機	特別項症から第3項症までの各	同左
能障害	項症	
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各	同左
	項症	
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各	同左
	項症	

- (3) 療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)第三、1(一)に定める重度(A1、
- A2) の障害を有するもの
- (4) 精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。)の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの(減免申請等)
- 第5条 条例第89条第2項及び第90条第3項に規定する種別割の減免申請は、軽自動車税(種別割)減免申請書(公益用・構造上用)(様式第1号)によるものとする。
- 2 条例第90条第2項に規定する種別割の減免申請は、軽自動車税(種別割)減免申請書 (身体障がい者用) (様式第2号) によるものとする。
- 3 前2項の減免申請があった場合における当該減免申請に関する決定の通知は、軽自動車 税(種別割)減免について(通知) (様式第3号)によるものとする。

(平30規則28·一部改正)

(減免事由消滅申告書)

第6条 条例第89条第3項の規定する申告は、軽自動車税(種別割)減免事由消滅申告書 (様式第4号)によるものとする。

(平30規則28·一部改正)

(減免の額及び期日)

第7条 条例第89条第1項及び第90条第1項の規定による減免の額は、当該年度分の種 別割の全額とする。 2 賦課期日後、年度の途中において減免すべき事由に該当することとなったとき又は該当 しなくなったときは、当該該当することとなった日又は該当しなくなった日の属する年度 の翌年度から減免又は課税の対象とする。

(平30規則28·一部改正)

(減免の取消し)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けた場合又は減免の事由が消滅した場合は、減免を取消すことができる。

(減免の継続)

第9条 条例第90条第1項に該当する軽自動車等で同項の規定の適用を受けた者にあっては、当該減免の措置を受けた内容に変更がないと市長が認める間は、同条第2項の申請をした年度の翌年度以降においても当該軽自動車等に限り、同項の規定による申請があったものとみなして、種別割を減免する。

(平30規則28・一部改正)

(原動機付自転車等の標識の取り付け箇所)

第10条 条例第91条に規定する原動機付自転車等の標識は、車体の後部に取り付けなければならない。

(標識及び証明書の様式)

- 第11条 条例第91条第4項に規定する様式は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 標識のひな形(その1) (様式第5号)
 - (2) 標識のひな形(その2) (様式第6号)
 - (3) 標識交付証明書(様式第7号)

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、種別割等に関し必要な事項は、市長が別に定める。 (平30規則28・一部改正)

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年2月1日から施行する。
 - (南城市軽自動車税課税免除に関する規則の廃止)
- 2 南城市軽自動車税課税免除に関する規則(平成19年南城市規則第12号)は、廃止する。

附 則(平成30年11月5日規則第28号)

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定、様式第1号の改正規定(「軽自動車税減免申請書(公益用・構造上用)」を「軽自動車税(種別割)減免申請書(公益用・構造上用)」に改める部分を除く。)、様式第2号の改正規定(「軽自動車税減免申請書(身体障がい者用)」を「軽自動車税(種別割)減免申請書(身体障がい者用)」に改める部分を除く。)、様式第3号の改正規定(「平成」を削る部分に限る。)、様式第4号の改正規定(「軽自動車税減免事由消滅申告書」を「軽自動車税(種別割)減免事由消滅申告書」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、 所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

	(免3米)							
軽自動車税(種別割)減免申請書(公益用・構造上用) 受付印								
21111					年	月	日	
A	i城市長 殿							
	«	申請者》	art.					
		住 〕						
		電話番-	号					
南城市税条	例第89条第2項	及び第90条	第3項の規定	により、下記	のとおり	申請し	/ます。	
納税義務者	住 所							
(所有者)	氏 名 (名称)			人番号 人番号)				
税額等	年度	通知書番号						
	税額			円				
	車両(標識)番号							
	主たる定置場							
	種 別	原付(C	C) 軽二輪	軽四輪	その他	()	
	原動機の型式							
L1 62	総排気量又は 定格出力					L Kw		
対象車両	形 状							
	用 途	乗用	貨物用	その他()		
	使用目的							
	【公益用の場合】		定款の写し の車両運行日	並の写 し				
添付書類		* 刈豕 里 凹	ツ	心ツチし				
【構造上用の場合】・対象車両の自動車検査証の写し又は写真								

様式第2号(第5条関係)

受付印	軽自動車税(種別割)減免申請書(身体障がい者用)													
											年	月	F	1
南城市	長 /	殿 《申請者	£//											
		中国日	·// 住	戸	ŕ									
			氏											
			電話	省 万										
南城市税条例第	9 0 :	条第2項の規定	こによ	り、	下言	己の	とま	きり耳	申請し	ます。	0			
納税義務者	住	所												
M 14/L48/1//- E	氏	名							人番片	_ +				
税額等		年 度			年	度	通	知書	탈番号	7				
		税額										円		
		住 所												
		氏 名												
		生年月日			年	=	月		日			年齢	(歳)
 障がい者	障がい名 障がいの い 程 度													
14.4.4			1		がし がし	•	\ 1		級)		病者	•	ij	[款症) 級)
	者手	手帳の番号	第				—— 号			負担	番号	第		号
	帳	交付年月日	1 31				,,	—		月	日日	217		-,,
										73	Н .			
運転者		住 所								mate 1 s	alut			
障がい者本人		氏 名								1	い者 関係			
		免許証番号	第							号				
同一生計者	免許証	免許の種類	普通	i J	京付	そ	の作	<u>ti</u> () 免	許条	牛		
【常時介護者 】	証	交付年月日			年		月		日					
		有効期限			年		月		日					
	#=	両(標識)番号												
	_													
		Eたる定置場												
	種	1 別	原代	((CC)	Į.	圣二草	輪 ニー	軽四軸	输	その他	()
対象車両	月	途	乗	用			貨物	勿用		7	その他	ī ()

使用目的

^{*}この申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付してください。

南城市長 軽自動車税(種別割)減免について(通知) 次のとおり減免することに決定したのでお知らせします。 対象年度 車 種 当初賦課額 円 標識番号 減 免 額	氏 名	様		年	月 日
軽自動車税(種別割)減免について(通知) 次のとおり減免することに決定したのでお知らせします。 対象年度 通知書番号 車 種 当初賦課額 円 標識番号 減 免 額 円 根拠条例 差引賦課額 円				'	71 1
次のとおり減免することに決定したのでお知らせします。 対象年度 通知書番号 車 当初賦課額 円 標識番号 減 免 額 円 根拠条例 差引賦課額 円			南城市長		印
次のとおり減免することに決定したのでお知らせします。 対象年度 通知書番号 車 当初賦課額 円 標識番号 減 免 額 円 根拠条例 差引賦課額 円					
対象年度 通知書番号 車 種 当初賦課額 円 標識番号 減 免 額 円 根拠条例 差引賦課額 円		軽自動車税(種別割)減少	免について(通知)		
車 種 当初賦課額 円 標識番号 減 免 額 円 根拠条例 差引賦課額 円	次のとおり減免する	ことに決定したのでおタ	知らせします。		
車 種 当初賦課額 円 標識番号 減 免 額 円 根拠条例 差引賦課額 円					
標識番号 減 免 額 円 根拠条例 差引賦課額 円	対象年度		通知書番号		
根拠条例 差引賦課額 円	車種		当初賦課額		円
	標識番号		減免額		円
備考	根拠条例		差引賦課額		円
備考					
	備考				
	0.00				

様式第4号(第6条関係)

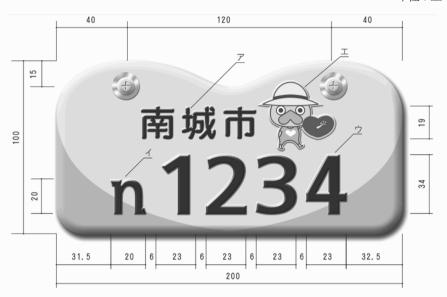
	軽自動車税(種別割)減免事由消滅申告書 受付印										
文化) 1H1 .								年	月	日
次 <i>の</i> す。	南城市長 殿 《申請者》 <u>住 所</u> <u>氏 名</u> <u>電話番号</u> 次のとおり、減免事由が消滅したので、南城市税条例第89条第3項の規定により申告しま										
納税	養務者	住 所									
	有者)	氏 名 (名称)									
	年	度			年度	通知	印書番号				
4.	税	額					円				
海免	車両(標識)番号									
減免を受けていた軽	主た	る定置場									
てい	種	別	原付	(CC)	軽二輪	軽四輪	その他	Г ()	
を軽	原動	幾の型式									
自動車等	総排金	気量又は							L KW		
,,	形	状									
	用	途	乗	用	貨	物用	その他()		
消滅事由											
消滅年	F月日		年	月	日						
備	考										



備考

- 1 車両番号は、図示の例により上段に市名を、下段にひらがな文字及び4ケタの数字をもって表示する。ただし、上位の数字が有効数字でない場合は、直系10mmの点で表示する。
- 2 標識の地の塗色は、次のとおりとする。
 - (7) 南城市税条例第82条第1号アの原動機付自転車にあっては、白色
 - (イ) 南城市税条例第82条第1号イの原動機付自転車にあっては、薄黄色
 - (ウ) 南城市税条例第82条第1号ウの原動機付自転車にあっては、薄桃色
 - (エ) 南城市税条例第82条第1号エの原動機付自転車にあっては、薄青色
 - (オ) 南城市税条例第82条第2号イの小型特殊自動車にあっては、薄緑色
- 3 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

単位:mm



備考

- 1 車両番号は、図示の例により上段に市名、キャラクター及びロゴを、下段にローマ字及び4ケタの数字をもって表示する。ただし、上位の数字が有効数字でない場合は、直系10mmの点で表示する。
- 2 標識の地の塗色は、次のとおりとする。
 - (ア) 南城市税条例第82条第1号アの原動機付自転車にあっては、白色
 - (イ) 南城市税条例第82条第1号イの原動機付自転車にあっては、薄黄色
 - (ウ) 南城市税条例第82条第1号ウの原動機付自転車にあっては、薄桃色
- 3 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。
- 4 平成24年2月1日以降交付するものからとする。

様式第7号(第11条関係)

原動機付自転車

標 識 交 付 証 明 書

小型特殊自動車

種 別		
標識番号		
使用者	住所	
	氏 名	
所 有 者	住 所	
	氏 名	
	\\	
車 名		原動機型式
車台番号		年 式
登 録 日		総排気量又は 定格出力
型式		認定番号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

南城市長

囙

【注意事項】

- 1 交付証明書は該当原動機付自転車等を使用する場合、常に携帯し、市の徴税吏員の要求があった場合は、呈示してください。
- 2 次の場合は速やかに抹消手続きをしてください。①他市町村へ転出 ②名義を変えるとき ③解体廃車 ④盗難紛失
- 3 上記のことが発生しても提出をしないときは税金がかかることになります。
- 4 紛失した場合はすぐ届出て再交付を受けてください。
- 5 軽自動車(原付バイク等の税金)は毎年4月1日現在お持ちの方に年税で課税されます。 月割りではありません。

様式第1号(第5条関係)

(平30規則28・令3規則48・一部改正)

様式第2号(第5条関係)

(平30規則28・令3規則48・一部改正)

様式第3号(第5条関係)

(平30規則28・一部改正)

様式第4号(第6条関係)

(平30規則28・令3規則48・一部改正)

様式第5号(第11条関係) (その1)

様式第6号(第11条関係) (その2)

様式第7号(第11条関係)

(令3規則48·一部改正)